

医政メモQ&A

構造改革特区について

平成13年6月26日構造改革の基本戦略である「今後の経済財政運営および経済社会の構造改革に関する基本方針」が閣議決定されました。これをさらに進展させるべく、地域の自主性により進展の遅い分野の規制改革をすすめるために、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2002」を平成14年6月25日閣議決定し、構造改革特区の導入が決定されました。

Q：目的は何ですか？

A：経済の活性化のために、規制改革を通じた構造改革を進めることが必要ですが、現在様々な事情により進展が遅い分野があります。ここに地方自治体や民間事業者等の自発的立案によって、地域の特性に応じた規制の特例を導入する特定の区域（特区）を設け、その地域において地域が自発性を持って構造改革を進めるために導入されました。

Q：どのようなメリットがありますか？

A：特定の地域における構造改革の成功事例を示す事で、全国的な構造改革へと波及し、わが国全体の経済の活性化が実現され、地域の特性が顕在化し、その特性に応じた産業の集積や新規産業の創出等が生じ、地域経済の活性化に繋がるものと期待されています。

Q：どのようなスケジュールになっていますか？

A：10月11日構造改革特区推進本部第3回会合において「構造改革特区推進のためのプログラム」が決定され、構造改革特区推進のため「特区法案」を今臨時国会に提出し、法案施行後すみやかに、同法に基づき基本方針を閣議決定し、着実な実行が図られる予定です。

今後の特区認定の流れとして

○地方公共団体が「構造改革特区計画」を申請



○首相は関係行政機関の長の同意を求める



○行政機関の長は特区法・政省令に適合する場合は同意する



○首相が計画を認定

Q：医療関連ではどのようなものが出ていますか？

A：株式会社の医療参入、地域医療計画の適用除外、先端的治療に関する「混合診療」の容認（高度先進医療として保険の併用が認められている医療行為以外の医療行為の併用の可能性）、外国人医師の医療行為を可能とするため、医師免許を持たなくとも医療行為が可能な「臨床修練制度」の適用拡大、在宅医療・遠隔医療等技術進歩に応じた柔軟な医療サービスの提供（遠隔医療の適用の拡大）等、特区構想計426件のうち医療特区構想は25件あげられています。

Q：問題点は何ですか？

A：政府は、国民の健康を守るためにある制度（医師法、医療法、健康保険法、薬事法等）の規制を特定の地域に限定して外し、経済活性化のためならば、生命・身体・健康・公序良俗・消費者保護等に関する規制の免除も特区の対象とされ、特区を株式会社参入や混合診療導入の突破口にしようとしています。

Q：どんな意見が出ていますか？

A：9月20日経済財政諮問会議に総合規制改革会議の宮内議長が特別出席し、申請された426件の特区構想に関して「全国規模での規制改革とするか特区として実現するか、いずれかの方式で全て実現すべき」と

述べております。また小泉首相は「一つでも多くの規制改革事項を提示して頂きたい」と強い意欲を示しております。一方日本医師会は「生命・身体・健康を犠牲にする特区構想には原則として反対」という姿勢を示しています。また四病院団体協議会は、医療分野への特区制度導入は「わが国医療制度の根幹を揺るがすもの」との立場から、強い懸念を表明しております。

Q：今後どのようにになりますか？

A：今回決定された「構造改革特区推進のためのプログラム」では、株式会社の医療参入や広告規制の撤廃等の医療関連特区の導入を阻止できましたが、一方で「特区において実施する事ができる特例措置」として、福祉関係で特別養護老人ホームの設置主体及び経営主体として、公設民営方式又はPFI方式により株式会社を容認される事になりました。また「全国において実施することが時期、内容ともに明確な規制改革事項」として、特別医療法人が行うことができる収益業務の拡大、高度先進医療制度の見直し等が、第二次答申に向けた検討対

象とされています。政府は、今後も規制緩和・撤廃のため「実現するためにはどうすればよいか」という観点から検討を続け、さらには、来年1月15日を期限として再度地方自治体や民間事業者等から再度提案を受付け、必要な対応をすみやかに行う予定です。このため医療特区の問題はこれで終わったわけではなく、今後も医療を守り抜くため、継続した医師会の働きかけが必要です。

残念な事に、医療機関側（民間病院）から株式会社の医療参入や混合診療を含む特区構想が出されました。これに関しては坂口厚労相や厚生労働省は再々回答の中で、株式会社の医療参入に関して明確に、「特区として対応不能」と述べております。しかし混合診療に関しては明確にされておらず、「先端的治療に関する混合診療の容認」に関しては全国的対応をすとしております。我々は今後も特区構想の動向に注視し、医療関係者の益々の団結が必要と思われま。

(医政部担当理事 藤原 秀俊)

